

平成26年度 飯塚市障がい者施策推進協議会 会議次第

日 時 平成26年7月15日(火)
午後2時～
場 所 飯塚市役所4階 研修室

1 開会

- (1) 福祉部長あいさつ
- (2) 委員自己紹介
- (3) 事務局職員紹介

2 会長、副会長の選出

3 第4期 飯塚市障がい福祉計画策定に関する諮問

4 第4期 飯塚市障がい福祉計画の策定について

- (1) 計画策定の考え方及び計画の期間
- (2) 策定の方法及びスケジュール
- (3) 計画の構成

5 飯塚市障がい者就労施設等からの物品等調達推進方針について

6 閉会

第 4 期 飯塚市障がい福祉計画策定の概要について

1 概 要

- ① 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成 25 年 4 月 1 日施行。略して「障害者総合支援法」という）第 88 条において、「市町村障害福祉計画」として策定が義務付けられているもの。
- ② 厚生労働省が示す基本指針に即して、障がい福祉サービス、相談支援及び地域生活支援事業の提供体制の確保に関する事項、地域生活支援事業の種類ごとの実施に関する事項等を定めるもの。

2 経 過

従来は、障害者基本法第 11 条に規定する「市町村障害者計画」と一体的に策定していたが、根拠となる法令や計画の期間が異なっていることから、個別に策定することに措置したもの。

（平成 25 年度に「第 3 期飯塚市障がい者計画」を策定）

3 計画の期間

3 年毎に更新されるものであり、平成 27 年度から 29 年度までとする。

4 策定の目的

障がい者の地域生活への移行や就労等にかかる平成 29 年度末の数値目標を設定するとともに、障がい福祉サービス及び相談支援並びに本市における地域生活支援事業を提供するための体制の確保を図るもの。

5 策定の方法

- (1) 本市におけるサービス支給実績等に基づく必要見込量の推計
- (2) 附属機関である飯塚市障がい者施策推進協議会への諮問
- (3) 飯塚市障がい者施策推進協議会における調査審議、意見答申
- (4) 計画素案に対する市民意見の募集
- (5) 市民意見への対応と計画最終案の策定

飯塚市障がい福祉計画の期間について

年度	23	24	25	26	27	28	29	30	31	32	33	34	35	36					
国	→		障害者自立支援法(～平成25年3月)		←														
	←													→					
	障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律(障害者総合支援法)(平成25年4月～)																		
	×		第3期障害福祉計画			×			第4期障害福祉計画			×		第5期障害福祉計画			×		第6期障害福祉計画
飯塚市	個別に策定																		
	第1期 (H18～23)		第2期 (H24～25)		第3期 (H26～35)														
	第1・2期 (H18～23)		第3期 (H24～26)			第4期 (H27～29)			第5期 (H30～32)			第6期 (H33～35)							
	一體的に策定		一體的に策定		個別に策定														

飯塚市障がい福祉計画の構成

第3期(H24～H26)	第4期(H27～H29)《案》 ～平成26年 厚生労働省による基本指針に基づく～	
策定項目	策定項目	備考
	1 計画策定の趣旨、計画の位置付け、計画の期間等	
	2 各種統計資料(障がい者数等)	
1 数値目標	3 成果目標	
(1)福祉施設の入所者の地域生活への移行	(1)福祉施設の入所者の地域生活への移行	【注1】
	(2)地域生活支援拠点等の整備	新規目標【注2】
(2)福祉施設から一般就労への移行等	(3)福祉施設から一般就労への移行等	【注3】
(3)就労移行支援事業の利用者数	(4)就労移行支援事業の利用者数	【注4】
(4)就労継続支援(A型)事業の利用者の割合		【注5】
2 障がい福祉サービス等及び相談支援について	4 障がい福祉サービス及び相談支援について	
(1)障がい福祉サービスの必要量見込み	(1)障がい福祉サービスの必要量見込み	成果目標を達成するための活動指標
(2)相談支援の必要量見込み	(2)相談支援の必要量見込み	
(3)障がい児通所支援の必要量見込み	(3)必要な見込量の確保のための方策	
	5 障がい児通所支援及び障がい児相談支援について	
	(1)障がい児通所支援の必要量見込み	成果目標を達成するための活動指標
	(2)障がい児相談支援の必要量見込み	
	(3)必要な見込量の確保のための方策	
3 地域生活支援事業について	6 地域生活支援事業について	
(1)実施内容	(1)実施内容	
①必須事業	①必須事業	
②任意事業	②任意事業	
(2)必要量見込み	(2)必要量見込み	成果目標を達成するための活動指標
	(3)必要な見込量の確保のための方策	
4 サービス必要量確保の方策		
(1)障がい福祉サービス及び相談支援について		
(2)地域生活支援事業について		
5 その他の円滑実施の方策	7 関係機関との連携に関する事項	【注6】

【注1】福祉施設の入所者の地域生活への移行

- ①平成25年度末時点の施設入所者数の12%以上が地域生活へ移行する。
②平成29年度末の施設入所者数を平成25年度末時点から4%以上削減する。

【注2】地域生活支援拠点等の整備

平成29年度末までに各市町村または各圏域に少なくとも一つ整備する。

※「地域生活支援拠点等」とは

【目的】

- ①障がい者が地域で暮らしていくうえでの安心感を確保する。
②親元からの自立を希望する障がい者を支援する。

【期待される機能】

- ①地域生活への移行や親元からの自立に関する相談の受付
②一人暮らしやグループホームへの入居等の体験機会の提供
③緊急時の受入対応体制の確保
④人材の確保・養成等による専門性の確保
⑤コーディネーターの配置等による地域の体制づくり

【整備の形態】

①「地域生活支援拠点」としての整備

上記のような機能を集約して、グループホームまたは障がい者支援施設(入所施設)に付加した「拠点」を整備する。

②面的な体制整備

地域における複数の機関が有機的に連携しながら、上記のような機能を分担して果たしていく体制を整備する。

【注3】福祉施設から一般就労への移行等

平成24年度の移行実績の2倍以上とする。

【注4】就労移行支援事業の利用者数

平成29年度末の利用者数を平成25年度末時点から6割以上増加させる。

【注5】就労継続支援(A型)事業の利用者の割合

就労継続支援A型の利用者数については、平成26年度推計で国全体の目標を達成する見込であるため、今回の基本指針では成果目標としない。

ただし、自治体間でバラツキもあることから、第4期計画においては日中活動系のサービスを確保する観点で必要なサービス量を見込むものとする。

【注6】関係機関との連携に関する事項

成果目標を達成するためには分野を超えた総合的な取組が不可欠であることから、各種サービスの提供体制を確保するにあたり、医療機関、教育機関、公共職業安定所(及びその他の職業リハビリテーションを実施する機関)等の関係機関との連携に関する事項を記載するもの。

平成25年度 障がい者就労施設等からの物品等調達実績

種別	内容	件数	金額 (円)
物品	賞状 (和紙)	1	2,500
	バイオディーゼル燃料	2	1,622,600
	記念品	1	44,400
	小計	4	1,669,500
役務	草刈り	11	1,542,950
	清掃	4	1,567,350
	印刷	1	128,100
	小計	16	3,238,400
計		20	4,907,900

種別	平成24年度実績額 (円)	平成25年度実績額 (円)
物品	1,431,600	1,669,500
役務	2,891,858	3,238,400
計	4,323,458	4,907,900

平成 26 年度 飯塚市障がい者就労施設等からの物品等調達推進方針

平成 26 年 4 月 1 日

1 趣旨

国等による障害者就労施設等からの物品等の調達の推進等に関する法律(通称：障害者優先調達推進法)第9条に基づき、本市における障がい者就労施設等からの物品および役務の調達の推進を図るための方針を策定し、本市における障がい者優先調達の一層の推進を図る。

2 方針の対象範囲

この方針は、飯塚市の全組織を対象とする。

3 調達の対象となる施設

調達の対象となる障がい者就労施設等は、障害者の日常生活及び社会生活及び社会生活を総合的に支援するための法律(障害者総合支援法)に基づく事業所・施設のうち、物品等の調達が可能な施設とする。

4 調達する物品等

障がい者就労施設等から調達する物品等は、次のとおりとする。

区分	品名	用途、使用例
物品	菓子、加工食品等、野菜、小物雑貨等	記念品・景品
	弁当	昼食弁当
	封筒、ハガキ、事務用品等	事務用品
	バイオディーゼル燃料	燃料費
役務	草刈	施設・公園内草刈
	清掃	施設内外清掃
	印刷	ポスター、チラシ、冊子
	情報処理・テープ起こし	
	クリーニング、リネンサプライ	
	飲食店等の運営、その他の作業	

5 平成 26 年度調達目標

物品及び役務ごとに、調達実績額が平成 25 年度の調達額に消費税増額分を上乗せした額を上回ること。

6 調達推進方法

- (1) 障がい者就労施設等からの物品等の調達を推進するために、庁議において、調達方針や目標を決定し、全庁的な取り組みを推進する。
- (2) 障がい者就労施設等からの提供可能な物品等及び各部署が希望する物品購入、役務提供等についての情報を収集し、これらの情報をもとに、各部署に対し障がい者就労施設等への優先調達を依頼する。
- (3) 障がい者就労施設等から調達可能な物品等を庁内に展示し、各部署において物品調達の検討がしやすい環境を整備するとともに、来庁者にも周知し、障がい者に対する理解の促進と受注機会拡大の支援に取り組む。
- (4) 障がい者就労施設等への優先調達にあたっては、イベント、キャンペーン等での啓発用物品や記念品、軽食（弁当）の活用など発注可能な物品等を各部署において十分に検討する。なお、仕様や納期については、可能な限り、障がい者就労施設等の特性に配慮するものとする。
- (5) 障がい者就労施設等からの物品等の調達にあたっては、地元施設を優先させるものとする。

7 調達実績の公表

- (1) この方針に基づき本年度に調達する物品等の実績については、年度の終了後、概要を取りまとめ、市ホームページ等を通じて公表するものとする。

8 進行管理等

- (1) 年度途中での調達状況の把握等の進行管理を行い、各部署に対し調達を促すとともに、次年度の調達方針に反映していく。
- (2) 飯塚市障がい者施策推進協議会において、実績の評価と課題の分析を行い、次年度の調達方針に反映していく。

9 担当窓口

この調達方針の担当窓口は福祉部社会・障がい者福祉課とする。

10 その他の事項

- (1) 地方自治法施行令第167条の2第1項第3号の規定に基づく障がい者就労施設等との随意契約の積極的な活用を検討する。ただし、高齢者等の雇用の安定等に関する法律（昭和46年法律第68号）に基づいて設置されたシルバー人材センター等にも十分に配慮しながら、障がい者就労施設等からの物品等の調達を進めるものとする。
- (2) 市と業務委託契約（指定管理者制度による施設管理運營業を含む。）を締結している相手方や補助金等の交付先に対し、障がい者就労施設等からの調達に関する理解と協力を求める。